

**市民保健センター空調設備等整備業務委託事業
公募型プロポーザル実施要領**

**令和7年10月
守口市**

1 事業目的

市民保健センター空調設備等整備業務委託事業（以下「本事業」という。）は、守口市市民保健センター（以下「市民保健センター」という。）の施設老朽化に伴う空調設備、照明器具（以下「空調設備等」という。）の整備（更新）を実施することにより、市民保健センターの施設環境の改善を図り、市民をはじめとする利用サービスの向上に資することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、効果的かつ効率的に進めるため、民間事業者から優れたノウハウを活かした設計・施工、運転・維持管理、その他独自内容に関して、一括して提案を受けることとし、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行う。

2 事業概要

（１）事業名称

市民保健センター空調設備等整備業務委託事業

① 場所

市民保健センター

② 住所

守口市大宮通1丁目13番7号

（２）事業内容

市民保健センターの空調設備等について、今後の効果的な稼働、運用面、財政面を含めた効果的な維持管理に資することを考慮した整備（更新）を行うもの。

3 契約期間

（１）空調設備等の整備

契約締結後から令和8年9月末日までとする。ただし、整備に関しては、令和8年度夏季において、稼働が可能となるよう、令和8年5月末日をめどに整備を完了すること。

（２）維持管理・保守点検

令和8年10月から令和17年3月末日までの9年6か月間とする。

4 提案限度額

（１）空調設備等整備（更新）費用

838,200千円（消費税及び地方消費税率10%込）

※ 設計費、施工費、工事監理費等を全て含む金額とする。また、施工着手に伴う前受金や部分支払は無いものとし、施工完了後一括支払とする。

(2) 維持管理・保守点検費用

年額：3,828 千円（月額：319 千円）

（消費税及び地方消費税率 10%込）

5 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 本業務の企画提案書提出時において、令和 7 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること（登録の有無については、本市契約課に確認しておくこと）。
- ③ 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ④ 守口市公共工事等及び売払等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 令和 2 年度以降の 5 年間に於いて、近畿 2 府 4 県（大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県）の官公庁で、以下の条件のいずれかに該当する空調設備の整備（更新）に係る設計、施工、工事監理を委託業務として一括して受託し、当該委託業務を完了した実績が 1 つ以上あること。ただし、提案事業者自身が導入した実績に限る。

＜条件＞

- ・ 対象施設の延床面積：7,000 m²以上
- ・ 契約金額：5 億円以上

6 応募者の条件

上記「5 参加資格要件」を満たすほか、以下の条件に該当すること。

(1) 応募者

- ① 本事業を行う能力を有する単独事業者又は複数の共同事業者（グループ）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 社選定すること。

③ 参加表明時に応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案、契約等に係る諸手続を行うこと。

(2) 応募者の役割

① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担すること。

a 事業遂行

本市との対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

b 設計

設計、工事監理に関する業務を全て実施する。

c 施工

建設に関する業務を全て実施する。

d その他

上記以外の維持管理等に関する業務を各々実施する。

(3) それぞれの役割を担う応募者の条件

① 設計を担う応募者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当しない建築物の改修に係る設計・監理業務を行う者であるため、一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気・電子、機械又は衛生工学）又はエネルギー管理士（熱又は電気）のいずれかの資格を有する者が所属すること。

② 工事を担う応募者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。また、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

7 スケジュール

本事業の公募型プロポーザルによる事業者選定（以下「本プロポーザル」という。）に係るスケジュールは以下のとおりとする。

	項 目	期 間
①	公告	10 月 15 日（水）
②	質問受付	10 月 15 日（水）～10 月 22 日（水）
③	質問回答	10 月 27 日（月）予定
④	参加表明書、資格確認書類の受付	10 月 28 日（火）～11 月 6 日（木）

⑤	第1次審査の結果通知	11月13日（木）予定
⑥	現場ウォークスルー調査	11月14日（金）～11月18日（火）
⑦	現場ウォークスルー調査時の質疑回答	11月19日（水）予定
⑧	事業提案書の受付	11月20日（木）～11月28日（金）
⑨	第2次審査（プレゼンテーション）	12月3日（水）
⑩	第2次審査の結果通知	12月5日（金）予定
⑪	仕様等詳細協議	12月上旬～下旬を予定
⑫	事業者決定（契約締結）	12月下旬を予定

8 参加手続

（1）問合せ窓口

担 当：守口市 健康福祉部 健康推進課 西谷、山内

住 所：〒570-0033

守口市大宮通1丁目13番7号 守口市市民保健センター3階

電 話：06-6992-2217

E-mail：hokencenterkutyoseibi@city.moriguchi.lg.jp

（2）実施要領、仕様書等の配布

配付期間：10月15日（水）～11月28日（金）

配付場所：守口市ホームページからダウンロード

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

（1）質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用し、8（1）に記載のメールアドレスまで、質問書のExcelデータで提出すること。なお、メールの件名には、事業名称と会社名を記入すること。

（2）受付期間

10月15日（水）～10月22日（水）午後5時到着分まで

（3）回答

10月27日（月）に、期間中の全ての質問に対する回答を守口市ホームページにおいて公表予定。

10 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

(1) 受付期間

10月28日（火）～11月6日（木）

受付時間は、持参の場合は午前10時00分～12時00分及び午後1時00分～5時00分とする（土曜日、日曜日、祝日を除く）。また、郵送の場合は最終日に必着とする。

(2) 提出書類及び部数

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

提出部数は正本1部、副本8部とする。

① 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表事業者名で作成すること。

② グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担（事業、設計、建設、その他（分担名を記載のこと））を記載すること。

③ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）

グループで参加の場合は、構成員全ての分を提出すること。

④ 納税証明書（最新決算年度のもの）

国税については法人税、消費税及び地方消費税、地方税については法人市民税の直近分の証明書を提出すること。なお、事務所が複数箇所ある場合は、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書とする。

グループで参加の場合は、構成員全ての分を提出すること。

⑤ 会社概要等（様式第4号の1～第4号の3）

様式第4号の1において、会社が取得している認定・資格等がある場合は、資格の内容を証するものを添付すること。

グループで参加の場合は、構成員全ての分を提出すること。

⑥ 責任者の有資格を証明する証書（免許証等）の写し

資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

⑦ 業務委託事業実績一覧表（様式第5号）

5⑧に記載する条件に合致する実績を記載すること。

各委託業務の契約を証明できる書類は、契約書の写し（委託契約件名、契約期間、金額、相手方がわかる部分のみで可）を提出すること。

⑧ 特定建設業の許可証明書（写し可）

建設業法第3条1項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書を提出すること。ただし、担当業務内容により審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

⑨ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

建設役割の会社における監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。

⑩ その他（委任状）

事業役割について、登記上の事業所が他の事業所（支店等）に対して、本事業に関する業務を委任する場合は、委任内容を記し、両者の押印がされた委任状を添付すること。

11 第1次審査

10により提出された書類により、第1次審査を行う。

第1次審査の評価基準については、別紙「評価基準」のとおりとし、結果については、11月13日（木）頃に、第1次審査を行った全ての提案事業者に対して電子メールで通知する。

12 現場ウォークスルー調査

第1次審査において、本市が合格を通知した提案事業者を対象に現場ウォークスルー調査を実施する。

（1）日時

11月14日（金）、17日（月）、18日（火）

（2）質疑及び回答

事業内容に関する質疑に対する回答は、9（3）と同様の方法により、11月19日（水）頃に公表予定。

13 事業提案書及び価格提案書の提出

提案事業者は、次により事業提案書及び価格提案書（様式第6号）を提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

（1）受付期間

11月20日（木）～11月28日（金）

受付時間は、持参の場合は午前10時00分～12時00分及び午後1時00分～5時00分とする（土曜日、日曜日、祝日を除く）。また、郵送の場合は最終日に必着とする。

（2）提出書類及び部数

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

提出部数は正本 1 部、副本 8 部とする。

また、合わせてデータを CD-ROM に収録の上、1 枚提出すること。

(3) 作成要領

以下の項目に沿って、事業提案書を記載すること。

事業提案書の枚数は表紙、目次を除いた全てをあわせて 50 枚以内とすること。用紙は原則 A 4 とし、図面関係等は A 3 の使用も可とする。

① 設置工事のスケジュール

契約締結から空調設備等の設置までの詳細なスケジュールを明確に記載すること。

② 業務遂行体制

空調設備等の工事を円滑に遂行するための実施体制について記載すること。

③ 空調設備等の工事計画の内容

市民保健センターにおいて、空調設備等をどのように整備（更新）するのかに関する具体的な工事の内容や資材置場、運搬計画等について記載すること。

なお、空調設備等の整備（更新）にあたっての導入設備等の主要機器の設置箇所を示した「主要機器の設置計画図」及び「機器リスト」を具体的に明示すること。

④ 空調設備等の効率的な設置に向けた工夫

市民保健センターにおいて実施している健康推進課やこども家庭センター、南部エリアコミュニティセンター等の通常業務への影響を極力抑えつつ、効率的に空調設備等を設置するための工夫が示されているか。

⑤ 運転、維持管理・保守点検体制

設置後の具体的な運転、維持管理・保守点検体制について、特に災害発生時等の緊急時における対応体制を含めて具体的に記載すること。

⑥ その他独自提案

その他、提案事業者として、本市にとって有益なものとなる独自の提案事項について具体的に記載すること。

＜例＞ 環境負荷、財政（コスト）負担の軽減に向けたエネルギー効率、二酸化炭素の排出削減、サービス水準の向上
個別エアコンの再利用 等

⑦ 価格提案書

様式第 6 号に沿って、空調設備等整備（更新）費用と維持管理・保守点検費用に分け、提案価格を記載すること。

また、それぞれの費用について、積算内訳書（様式自由）を提出すること。

14 第2次審査

13 により提出された書類及びプレゼンテーション、質疑応答により、第2次審査を行う。

第2次審査の評価基準については、別紙「評価基準」のとおりとし、結果については、11月13日（木）頃に、第1次審査を行った全ての提案事業者に対して電子メールで通知する。

（1）日時

12月3日（水）

※ 時間については、本市から別途通知を行う。

（2）内容

項 目	項 目	時間
プレゼンテーション	事業提案書の電子データを用いたプレゼンテーション	20 分
質疑応答	プレゼンテーションの内容に関する質疑応答	25 分

プレゼンテーションにおいては、事業提案書の内容を纏めたものに限り、プレゼンテーション用の資料として使用することを認める。

（3）必要な設備等

プレゼンテーションに必要な機器（電源、接続ケーブル、プロジェクター等）は提案事業者が用意すること。なお、スクリーンは本市で用意する。

（4）プレゼンテーション及び質疑応答に関する留意事項

- ① プレゼンテーションの参加者の人数は合計5人までとし、6（2）の役割に関するそれぞれの責任者は出席すること。
- ② 質問に対する回答は、提案事業者の同席者全員が回答する権利を有するものとする。
- ③ プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。
- ④ プレゼンテーションのその他詳細については、第1次審査合格者に対して 別途通知する。

（5）第2次審査の採点

- ① プレゼンテーション及び質疑応答を基に評価点を算出し、第1次審査の合計点に加算した上で総合評価点を算出する。
- ② 総合評価点が最も高い者を優先協議対象者、2番目に高い者を次点協議対象者とする。

- ③ 最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。
- ④ 全提案事業者において適切な提案がない場合（総合点の得点率が 60% 未満）は、候補者として選定せず、本プロポーザルの手続を中止する。

15 第 2 次審査の結果通知、公表

12 月 5 日（金）頃に、第 2 次審査を行った全ての提案事業者に対して「優先協議対象者」、「次点協議対象者」及び「非選定」の結果を電子メールで通知するとともに、守口市ホームページで候補者名、全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額、委員の氏名等を合わせて公表する。

16 仕様等詳細協議

第 2 次審査において優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託業務内容、経費、期間、契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、次点協議対象者と協議を行う。日程は、7 に示すスケジュールを予定するが、都合により変更する場合がある。

本市と仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ、最終的な仕様書を確定し、本市の合意を得た後に契約締結等を実施する。

17 契約の手続

（１）契約締結の時期

12 月下旬を予定

（２）契約保証金

- ① 受注者は、総事業費の 100 分の 10 以上（千円未満切り上げ）の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。
- ② 契約保証金の納付は、本市が作成する納付書により契約締結の日までに行うこととし、納付後は「納入通知書兼領収証書（納入者保管）」の写しを本市に提出すること。本市役所内の金融機関で納付する場合は、「納入通知書兼領収証書（納入者保管）」の原本を健康推進課に提出すること（コピーをとるため）。
- ③ 「納入通知書兼領収証書（納入者保管）」の原本は、履行完了後の還付請求の際に必要となるため保管すること。

（３）契約保証金の還付

受注者は、履行完了後に契約保証金の還付請求を行うこと。還付は、本市が適正な請求書等を受理した後、目安として1か月後に行う。

(4) 契約保証金の免除

- ① 履行保証保険契約を締結する場合は、契約保証金を免除することができる（守口市契約規則第21条1号）。契約締結日までに、保険会社と、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- ② 保険会社から発行された履行保証保険証券（原本）を本市に提出すること。
- ③ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ④ 履行保証保険証券の内容は、次のとおり。
 - a 保険契約日が、「契約締結までの日」であること。
 - b 被保険者が、「発注者（守口市長）」であること。
 - c 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - d 保険契約者が、「受注者」であること。
 - e 保険金額が、「契約保証金の額（契約金額の100分10（千円未満切上げ））」であること。
 - f 保険期間が、「契約期間（契約締結日から契約の終期の日まで）」であること。

(5) 事業期間中に係る保険

導入設備の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結すること。なお、当該保険に対しては工事着工日を始期とし、導入設備の引渡予定日を終期とする請負業者賠償責任保険（対人：1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上、対物：1事故につき1億円以上）を付保すること。

18 参加の辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、参加辞退届の提出後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

19 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ④ 提出された書類が、作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑧ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合
- ⑨ 見積書の金額が、4（１）及び（２）に示す提案限度額をいずれか一方でも超過した場合
- ⑩ 契約が締結されるまでの期間において、5に示す参加資格要件のいずれかに該当しなくなった場合

20 その他留意事項

- ① 本プロポーザルへの応募に関する書類作成、提出に係る費用等の一切は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ③ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ④ 応募者からの提出書類に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報等を除いて、原則公開することとする。
- ⑤ 提出書類は、返却しない。
- ⑥ 提出書類は、選考作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ⑦ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法等を使用した結果、生じる責任は、事業者が負うものとする。
- ⑧ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑨ 1応募者は、1つの提案しか行うことができない。また、1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑩ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときは、この限りではない。
- ⑪ 提出した書類の変更は認めない。
- ⑫ 企画提案書等の作成にあたり、本市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本実施要領の手續完了後も同様とする。
- ⑬ 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- ⑭ 仕様書に記載された内容を満たさないような提案を行った提案事業者は、その内容が発覚次第、失格として取り扱う。
- ⑮ 緊急時等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと本市が判断するときは、本プロポーザルを変更、停止又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ⑯ 参加表明を行う者は、以上の事項について同意の上で参加表明書を提出すること。